

佐世保労働基準監督署発表
令和 8年 3月 10日 (火)

報道関係者 各位

令和 8年 3月 10日 (火)

【照会先】

佐世保労働基準監督署

○副 署 長
監 督 課 長

(電話)0956-24-4164

いし み だいすけ
石見 大輔
とおはた さとる
遠畑 暁

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～フォークリフトの用途外使用の疑い～

佐世保労働基準監督署(署長 舟木裕人)は、本日、株式会社西山及び同社代表取締役Aを、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁佐世保支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年5月5日午後4時18分頃、長崎県東彼杵郡波佐見町の株式会社西山の敷地内において、垂れ幕を撤去する作業を行う際に、フォークリフトのパレットに労働者を乗せた上でこれを昇降させ、フォークリフトを主たる用途以外に使用し、もって機械による危険を防止するための必要な措置を講じなかった疑い。

1 被疑者

かぶしきがいしゃにしやま
(1)株式会社西山

本社所在地：長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷

事業内容：陶磁器製造

(2)同社代表取締役A

2 違反条文

被疑者株式会社西山、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

労働安全衛生法 第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第151条の14 (主たる用途以外の使用制限)

同法 第119条第1号(罰則)

同法 第122条(両罰規定)

3 災害の概要

令和7年5月5日午後4時18分頃、長崎県東彼杵郡波佐見町の株式会社西山の敷地内において、倉庫の北面外壁に取り付けていた垂れ幕を撤去する作業を行う際に、株式会社西山に雇用される労働者 A が運転していたフォークリフトのパレット上に労働者 B が乗り、これを上昇させて垂れ幕を取り外そうとしたところ、労働者 B が窓枠等に接触した後、パレットから地面に墜落し、救急搬送されたものの死亡したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、荷の運搬を行うフォークリフト(車両系荷役運搬機械)について、原則として、労働者の昇降等の主たる用途以外の用途に使用してはならない規定されていますが、災害発生当時、労働者の昇降等に使用していた疑いがあるものです。

5 その他

全国でフォークリフトを起因物とする死亡災害は、令和6年度において16件、令和7年度においては令和8年1月末現在で19件確認されており、当署管内においても令和6年度、令和7年度ともに発生していることから、フォークリフトに係る法令遵守が一層求められているところです。

当署では、定期的な監督指導をはじめ、労働災害防止団体との合同パトロールや集団指導等あらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組みを行っているところですが、法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、引き続き司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

関係法令

労働安全衛生法 第20条第1号【送致条文】

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
(省略)

労働安全衛生規則 第151条14【送致条文】

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

労働安全衛生法 第119条第1号【罰則】

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(省略)の規定に違反した者

労働安全衛生法 第122条【両罰規定】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。